

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、原発事故前よりも業務量が増加したこと等によりやむなく平成25年3月に同社を退職していわき市へと帰還した申立人について、帰還時の転居費用（交通費）のほか、退職した平成25年4月から平成27年3月まで2年間の減収分（ただし、原発事故の影響割合を8割から4割に遞減。）を含む就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金5,929,711円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年1月28日

(仲介委員 福武 功蔵)

令和〇年(東)第〇号 申立人X

別紙

損害項目		期間	金額
転居費用(帰宅交通費)		H25.4.1~H25.4.5	33,759
就労不能損害	減収分	H25.1.1~H25.3.31	243,246
	減収分(退職後)	H25.4.1~H27.3.31	5,652,706
和解金合計			5,929,711